

事業可能性評価委員会 詳細及び注意事項

平成 28 年 10 月 20 日

公益財団法人 名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

事業可能性委員会での評価をご希望の方は、下記①～⑦の段階を経ていただきます。

①募集期間内に所定の提出書類を名古屋市新事業支援センターにご提出ください。

<注意事項>

- ・ 申込書（事業計画書）についてはホームページ掲載の所定様式を必ずお使いください。今年度より様式が変更になっておりますのでご注意ください。
- ・ Word 形式をお使いいただく場合は印刷した際に必ず A 3 サイズ・1 枚半におさまるようご記入ください。
- ・ 御社の商品・サービスについて、経営者の方のビジョン・想い・商品の魅力度が伝わるようにご記入ください。また、書類審査を行いますので書類審査の基準をご確認ください。
- ・ 当センターよりご提出いただいた内容についてお問い合わせをさせていただく場合がございますのでご了承ください。

②募集締切後、今年度より名古屋市新事業支援センターで書類審査を実施します。

<注意事項>

- ・ 書類審査の基準については本紙 2 頁をご覧ください。

③平成 28 年 12 月 26 日（月）に書類審査結果を発送致します。

書類審査を通過された方のみ、以降の段階に進んでいただくことができます。

<注意事項>

平成 29 年 1 月 4 日（水）までに書類審査結果がお手元に届かない場合は
平成 29 年 1 月 6 日（金）午後 5 時までに当センターまでお問い合わせください。

④当センターマネージャー等による事前評価により事業計画書（申込書）について不十分な点の改善を行います。

※事業計画書の改善については当支援センターまでお越しいただくあるいは御社に訪問させていただき行います。日程については調整させていただきます。

⑤事業計画書が一定レベルに達したと当支援センターマネージャー等が認める

<注意事項>

書類審査に通過された場合でも④の過程で一定レベルに達しないと判断した場合には事業可能性評価委員会に進んでいただくことはできません。あらかじめご了承ください。

⑥事業可能性評価委員会でプレゼンテーション・質疑応答をしていただき、事業可能性評価委員会委員による評価を受けていただきます。

⑦事業可能性評価委員会委員による評価結果を委員会終了後すみやかに発送致します。

事業可能性評価委員会書類審査の基準

平成 28 年 10 月 20 日

公益財団法人 名古屋産業振興公社
名古屋市新事業支援センター

事業可能性評価委員会についてはいただいた書類をもとに、書類審査を実施します。

書類審査は、以下の基準で実施します。

1. 事業への取り組み姿勢

- ・ 経営者の熱意
- ・ 社会的に有用な事業であること
- ・ 経営理念が健全であること

2. 事業の独自性

- ・ 対象市場または事業のターゲットに、これまでにない新たな価値を提供する事業であること
- ・ 自社の強みを活かし、他社が簡単にまねできない事業であること
- ・ 既存の製品・サービスや競合他社の製品・サービスと比べ、差別化による優位性が明確な事業であること

3. 事業の実現可能性

- ・ 製品・サービスのコンセプトと具現化するまでの経過が明確な事業であること
- ・ 対象市場または事業のターゲットが明確で、販売方法・販路・サービスの提供方法と事業の採算性が妥当な事業であること
- ・ 事業を実施するための自社組織の人員体制が構築できる事業であること
- ・ 社外との連携体制（製品開発、資金調達、販売チャネル等の支援）が具体的な事業であること

4. 事業の成長性

- ・ 対象市場または事業のターゲットの需要が将来伸びる可能性がある事業であること
- ・ 事業を進めるうえでの課題が明確で、解決策が実行できる事業であること
- ・ 事業の目的、目標が経営理念に沿うもので、出展支援によって事業の成長を助長できると考えられる事業であること